

港湾法施行令の一部を改正する政令案

平成26年6月
国土交通省
港湾局総務課

1. 背景

第186回国会において、国際戦略港湾の港湾運営会社に対する政府の出資、国際戦略港湾における無利子貸付制度の対象施設の拡大、特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度の創設等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律」（平成26年法律第33号）が成立し、平成26年5月1日に公布された。

今般、同法の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される規定に関して、その施行に際して必要となる規定の改正を行うため、港湾法施行令（昭和26年政令第4号）の一部を改正する必要がある。

2. 概要

(1) 国際戦略港湾における無利子貸付制度の対象施設の拡大関係

今般の港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）改正により、無利子貸付制度の対象である特定用途港湾施設に追加されることとなる国際戦略港湾の埠頭の近傍に立地する保管施設について、その用途を国際海上コンテナ運送に係る貨物の保管であって、流通加工を伴うものとするとともに、当該保管施設に附帯して特定用途港湾施設となる港湾施設として、当該保管施設の機能を確保するための道路等及び当該保管施設の周辺の環境の整備のための緑地等を定めることとする。

(2) 特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度の創設関係

今般の法改正により創設された特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度につき、資金の貸付けを受ける者の基準を定めるとともに、特別特定技術基準対象施設の改良に係る港湾管理者に対する国の貸付金の金額を、港湾管理者が行う無利子貸付の貸付金の金額の2分の1以内とする。

また、貸付けの条件の基準及び加算金については、特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付けに係る規定を準用することとする。

3. スケジュール（予定）

閣議：平成26年6月24日（火）
公布：平成26年6月27日（金）
施行：平成26年7月1日（火）